

# 福井市総合評価方式ガイドライン

(工事請負)

平成25年4月

福 井 市

## 目 次

1	はじめに	P 1
2	総合評価方式の基本的事項	P 1
3	対象案件の範囲	P 1
4	評価方法	P 2
5	評価項目の内容	P 4
6	落札者の決定方法	P 11
7	総合評価方式の業務手順	P 11
8	施工計画等が履行できなかった場合のペナルティー	P 12
9	総合評価方式に係る事項の公表等	P 14
10	共同企業体（JV）の評価対象者	P 15
11	技術資料一覧	P 19
12	入札手続きのフロー	P 21
13	入札参加者が提出する様式等	P 23

## 1 はじめに

このガイドラインは、本市が総合評価方式により発注する建設工事について、入札手続きや総合評価方式の方法等に関する基本的事項を示すものです。入札公告の他、このガイドライン、福井市財務会計規則、工事入札心得（電子入札用）、福井市建設工事総合評価競争入札実施要綱等を遵守し、入札に参加ください。

実際の入札参加にあたって、このガイドラインと入札公告に相違がある場合は、入札公告が優先されます。

## 2 総合評価方式の基本的事項

総合評価方式として、工事の特性に応じて次の2つの型の総合評価方式を実施します。

### ア 特別簡易型

類似工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格を、総合的に評価する方式です。

### イ 簡易型

簡易な施工計画、類似工事の施工実績などの評価項目と入札価格を、総合的に評価する方式です。工事の現場状況等を踏まえ、適切かつ確実に施工する能力を持っているかどうかを確認するため、記述された簡易な施工計画を評価することが、特別簡易型との違いになります。また、配置予定技術者に対して、施工計画についてヒアリングを行うことで、より効果的で確実な技術力の評価が行えるものと期待されています。

## 3 対象案件の範囲

福井市建設工事総合評価方式競争入札実施要綱第2条の規定に加え、施工業者及び配置技術者の技術力・施工経験等が重要と判断する工事を選定するものとします。

工種毎の設計金額による区分は、次のとおりとします。

工 種	基 準 設 計 金 額
土 木 一 式	10,000万円以上
建 築 一 式	20,000万円以上
ほ 装	5,000万円以上
管（企業局：本管以外）	5,000万円以上
企業局：本管工事	10,000万円以上
電 気	5,000万円以上
機械器具設置	5,000万円以上

※ 上記以外の工種及び総合評価方式を適用することが適切と考えられる工事については、基準設計金額によらず、総合評価方式を適用するものとします。

#### 4 評価方法

選定した総合評価方式の型（簡易型・特別簡易型）並びに工事の内容に応じて、評価項目、評価基準や加算点等の設定を行います。

##### ア 特別簡易型

##### ① 評価項目・評価基準等

特別簡易型における評価は、業者、技術者の実績などから当該工事の施工に関する能力を確認するため、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて、業者の技術的能力や配置予定技術者の技術的能力及び業者の社会性・信頼性を評価項目とします。

##### ② 技術資料等

入札に参加を希望する者は、入札書の提出締切日前日までに、技術資料申請書（様式第1号）及び技術資料自己評価採点表（様式第1号の2）を提出しなければなりません。技術資料等は、落札候補者決定後、発注者が指定する期間内に、発注者から指示された者のみが提出します。

発注者から技術資料等の提出を指示された者は、技術資料自己評価採点表（様式第1号の2）とその基となる技術資料（様式第6号～8号）及び必要な証明書等の申請内容及び整合性を必ず確認し提出してください。自己評価による採点と市の評価の採点が異なる場合は、いずれか低い方の点とします。

また、虚偽申請や落札候補者の技術資料等の未提出及び著しい不整合等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行います。

## イ 簡易型

### ① 評価項目・評価基準等

アに加えて、簡易型における評価においては、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工が確保できるかどうかを確認するため、「工事目的物や材料等の品質管理に係わる技術的所見」等の簡易な施工計画を求め、これを併せて評価します。

### ② 技術資料等

入札に参加を希望する者は、入札書の提出締切日前日までに、技術資料申請書（様式第1号）・技術資料自己評価採点表（様式第1号の2）・簡易な施工計画書（様式第2号～5号）・技術資料（様式第6号～8号）及び必要な証明書等を提出しなければなりません。施工計画書の提出が無い場合及び施工計画の技術的所見に記載された内容が不適切である場合は、欠格とします。

また、簡易な施工計画書及び技術資料等の申請内容等を必ず確認し提出してください。虚偽申請等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行います。

## ウ 特別簡易型・簡易型における共通事項

技術資料申請書及び技術資料等の提出が無い場合、欠格とします。

また、技術資料等の再提出は認められませんので、内容を十分確認した後、提出してください。類似工事の施工実績など、入札参加申請時に提出した書類と重複する場合は、提出不要です。

正しい申請を行うために、特に工事成績評定点については、本市の入札の広場に掲載してあります各年度の工事成績表を確認してください。

又、平成24年度から工事成績評定が改正されたことにより、新旧の工事成績評定点が混在します。よって、新旧の工事成績評定点が混在する期間は、新工事成績対象期間の全工事成績の平均点と旧工事成績対象期間の全工事成績平均点の格差分を旧工事成績に加算します。

**（新工事成績対象期間の平均点）－（旧工事成績対象期間の平均点）**

加算点については、本市の入札の広場に掲載します。対象期間の該当する旧工事成績すべてに加算します。各工事成績に加算点を加えた後の工事成績を算式に当てはめ、評価点を算出します。

5 評価項目の内容

総合評価方式の型に応じ、本市が個々の工事について評価項目及びその内容を定めます。

評価種別	評価項目	特別簡易型	簡易型	
		必須・選択	必須・選択	
業者の技術力	①簡易な施工計画の技術的所見	/	◎ (1項目以上)	
				工事目的物や材料等の品質管理等に係わる技術的所見
				発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見
				施工上配慮すべき安全対策に係わる事項
	②業者の技術的能力	工程管理に係わる技術的所見		
		過去15年間の類似工事の施工実績	◎	◎
		過去5年間の工事成績評定点の平均点	◎	◎
		IS09001の認証取得	◎	◎
		建設マスター(優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者)等又は、基幹技能者(登録基幹技能者講習の修了者)の雇用状況	○	○
		主要職種状況	◎	◎
	③配置予定技術者の技術的能力	経営事項審査における1級技術者数	◎	◎
		過去15年間の類似工事の施工経験	◎	◎
		取得資格	◎	◎
	④業者の社会性・信頼性等	保有資格等	○	○
		災害時等の地域貢献(災害協定)	◎	◎
災害時等の地域貢献(資格)		◎	◎	
福井市との協力関係(除雪契約等)		◇	◇	
過去2年間の指名停止措置		◎	◎	
主たる営業所等の所在区分		○	○	
合計	業者の特別徴収状況	◎	◎	
		②、③、④の合計点	②、③、④の合計点+①の分	

◎：必須項目（全ての対象工事で評価項目とする。）

○：選択項目（個別案件ごとに評価項目とするかどうか選択）

◇：必須・選択項目（職種によって適用する。）

なお、①簡易な施工計画、②業者の技術的能力、③配置予定技術者の技術的能力及び④業者の社会性・信頼性の各評価項目について、次のとおり配点を行い評価する。

## 評価項目と配点

### ① 簡易な施工計画の技術的所見 [ 0～4点 ]

(次の4項目から1項目以上を選択する)

評価項目	評価基準	配点	
1. 工事目的物や材料等の品質管理等に係わる技術的所見	現場状況を踏まえ、品質管理等の対応が適切であり、重要な項目が記載され、独自の工夫がみられるものを評価する。	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえて適切であり、優れた工夫がみられる。	1.0
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえて適切であり、工夫がみられる。	0.5
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえて適切である。	0.3
2. 発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見	現場条件を踏まえ、課題への対処が適切であり、重要な項目や優れた工夫の記載について評価する。	課題への対処が、現地条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	1.0
		課題への対処が、現地条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	0.5
		課題への対処が適切である。	0.3
3. 施工上配慮すべき安全対策に係わる事項	現場条件を踏まえ、施工上配慮すべき安全対策等が適切であり、重要な項目や優れた工夫の記載について評価する。	安全対策が現地条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	1.0
		安全対策が現地条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	0.5
		安全対策が現地条件を踏まえて適切である。	0.3
4. 工程管理に係わる技術的所見	現場条件を踏まえ、工事の工程管理が適切であり、重要な項目や優れた工夫の記載について評価する。	各工程の工期および工事の手順が適切であり、優れた工夫が見られる。	1.0
		各工程の工期および工事の手順が適切であり、工夫が見られる。	0.5
		各工期の工程が適切である。	0.3
上記全ての評価項目について	不適切または事実上実施困難な記述がある場合	欠格（失格）	

②業者の技術的能力 [ 6～7点 ] (必須・選択)

評価項目	評価基準	配点	必須 選択
前年度から過去15年間(※1)と公告日までの期間における類似工事の元請としての施工実績 ※公告日時点で完成検査未了の工事は含まない。 ※共同企業体での発注案件の場合は評価点の算出が異なる。 <u>16頁</u>	類似工事の施工規模が当該評価基準規模以上であったもの	1.0	必須
	類似工事の施工規模が当該評価基準規模の80%～100%未満	0.8	
	類似工事の施工規模が当該評価基準規模の50%～80%未満	0.5	
	類似工事の施工規模が当該評価基準規模の50%未満	0.0	
前年度から過去5年間(※2)における発注工種の工事成績評定点の平均点 ※平均点算出後小数第2位を切捨 ※福井市発注の工事に限るが、市の工事成績評定を有しない場合は、福井県の工事成績評定を対象とする。(※3) <u>但し、福井県の工事成績評定の場合は加算点なし。</u> ※市・県共に、該当成績なしの場合の評定点は0点とする。	80点以上	2.00	必須
	70点以上80点未満	1.98	
	算式：(工事成績の平均点-70)×0.2 ※旧工事成績評定(平成20年度～23年度)には、加算点を加えること <u>(但し、本市の工事成績評定に限る。)</u>	～ 0.00	
	70点未満	0.00	
入札公告日時点におけるISO9001の認証取得状況(※4)	取得あり	1.0	必須
	取得なし	0.0	
入札公告日時点における建設マスター(優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者)等又は、基幹技能者(登録基幹技能者講習の修了者)の雇用状況(※5)	雇用している ※どちらか選択、両方有資格者でも加算は1.0点とする。 ※ 案件ごとに選択する。	1.0	選択
入札公告日時点における業者の主要工種状況 ※入札公告時点において、福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、完成工事高(※6)の高い工種と発注工種が同じ場合評価する。	入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、最も完成工事高(※6)の高い工種と発注工種が同じ場合	1.0	必須
	入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、二番目に完成工事高(※6)の高い工種と発注工種が同じ場合	0.5	
	上記以外	0.0	

最新の経営事項審査における発注工種の1級技術者数	1級技術者数 × 0.2 ※上限は1.0点とする。	1.0 ～ 0.0	必須
--------------------------	------------------------------	-----------------	----

- ※1：過去15年間：平成10年4月から平成25年3月までの期間  
類似工事の施工実績は、発注工種と同じであること
- ※2：過去5年間：平成20年度から平成24年度までの期間  
平成24年度の工事成績評定点を公表するまでの期間は、対象期間の過去5年間で平成19年度から平成23年度とします。
- ※3：福井県の工事成績評定を提出する場合も、発注工種と同じであること  
ただし、過去の共同企業体としての工事成績は対象としない。
- ※4：ISO9001：認証取得については2008改訂版に限り入札公告時点で有効期限があり、かつ認証登録範囲が建設部門に限る。
- ※5：入札参加申請日を基準とし、その基準日以前3ヵ月以上の継続した雇用関係を有していること
- ※6：最新の経営事項審査における2年又は3年平均完成工事高

③配置予定技術者の技術的能力 [ 3～4.5点 ] (必須・選択)

評価項目	評価基準	配点	必須 選択
前年度から過去15年間(※7)と公告日までの期間の類似工事における主任(監理)技術者としての施工経験 ※公告日時点で完成検査未了の工事は含まない。 ※共同企業体での発注案件の場合は評価点の算出が異なる。 <u>16頁</u>	類似工事の施工経験が当該評価基準規模以上であったもの	1.5	必須
	類似工事の施工経験が当該評価基準規模の80%～100%未満	1.2	
	類似工事の施工経験が当該評価基準規模の50%～80%未満	0.8	
	類似工事の施工経験が当該評価基準規模の50%未満	0.0	
技術者の取得資格 ※入札公告日時点における資格の取得状況	1級国家資格等の取得資格があり、監理技術者となり得る資格を有する。 (監理技術者証や講習修了証等を有し、監理技術者になることができる資格を有する者)	1.5	必須
	建設マスター(優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者)等又は、基幹技能者(登録基幹技能者講習の修了者)である。	1.0	
	1級国家資格の取得資格があり、主任技術者となり得る資格を有する。	1.0	
	2級国家資格の取得資格があり、主任技術者となり得る資格を有する。	0.5	
	上記以外	0.0	
配置予定技術者の保有する資格等	監理技術者又は、主任技術者を2名配置する場合 (現場代理人兼務可)	1.0	選択
	求める資格を有する監理技術者又は主任技術者を配置できる場合 (入札参加資格以外)	0.5	選択

※7：過去15年間：平成10年4月から平成25年3月までの期間  
類似工事における技術者としての施工経験は、発注工種と同じであること

④業者の社会性・信頼性等 [ 2～3.5点 ] (必須・選択)

(土木一式、ほ装、造園工事 [ 3～3.5点 ]、左記以外の工種 [ 2～2.8点 ] )

評価項目		評価基準	配点	必須 選択
災害時等の 地域貢献	入札参加申請時に福井市と災害協定を締結している。(協定締結団体の一員としても可)	締結がある	0.5	必須
		締結がない	0.0	
	応急危険度判定士等・防災士・普通救命士の資格状況  ※入札公告日時点における上記の有資格者の雇用状況	被災建築物応急危険度判定士 又は、被災宅地危険度判定士を雇用	0.5	必須
		防災士の資格者雇用	0.5	
		普通救命士の資格者雇用	0.3	
		上記以外	0.0	
	福井市と除雪契約を締結している。(建設部道路課所管) 右記の契約内容により評価する	借上機械で通常除雪	1.0	必須 ※8
		貸与機械で通常除雪	0.8	
		パトロール協力・融雪設備点検	0.3	
		締結がない	0.0	
福井市と除雪契約等を締結している。(建設部道路課所管)	締結がある (借上・貸与機械、パトロール協力、融雪設備点検、依頼により協力する)	0.3	選択 ※9	
過去2年間(※10)の福井市における指名停止措置	なし	0.5	必須	
	あり	0.0		
本社(本店)・支店(営業所)の所在地区分	市内	0.5	選択	
	準市内	0.3		
市県民税の特別徴収状況 (本市の特別徴収義務者であること)	あり	0.5	必須	
	なし	0.0		

※8：発注工種が土木一式、ほ装、造園工事に適用する。

※9：※8に示す工種以外に適用する。

※10：過去2年間：前々年度から公告日までの措置期間をいう。

## 加算点の計算

予め設定された評価項目について、入札参加者から提出された技術資料等をもとに加算点を計算します。①簡易な施工計画の技術的所見（簡易型のみ）についてはそのまま加点しますが、②・③・④（簡易型・特別簡易型共通）の選択評価項目の配点の満点の合計が10点を超える場合は、入札参加者の評価点を標準満点（10点）に応じた点数に按分します。（配点の満点の合計が10点の場合はそのまま加算します。）

区分	選択項目配点の満点の合計	標準満点
特別簡易型	②業者の技術的能力（6～7点）、③配置予定技術者の技術的能力（3～4.5点）、④業者の社会性・信頼性等（2～3.5点）の満点の合計（11点～15点）	10点
簡易型	②、③、④の満点の合計（11点～15点）＋ ①簡易な施工計画の技術的所見（0点～4点）	10点～14点 ②、③、④の評価項目（特別簡易型と同様：標準満点10点）＋①簡易な施工計画の技術的所見（0点～4点）

※②、③、④の配点の満点が10点を超えた場合の評価項目の加算点の計算方法：

$$\text{②、③、④の加算点} = \text{入札参加者の②、③、④合計点数} \times \frac{10 \text{点 (標準満点)}}{\text{②から④の加算点の満点合計 (小数点以下3位切捨)}}$$

(例) ②、③、④の評価項目の配点の満点合計が13点で入札参加者がA、B、Cの場合

A：②、③、④の評価項目の評価点の合計が13点

$$13.0 \text{点 (Aの評価点合計)} \times \frac{10 \text{点 (標準満点)}}{13 \text{点 (配点の満点の合計)}} = \underline{10.00 \text{点}}$$

B：②、③、④の評価項目の評価点の合計が8.5点

$$8.5 \text{点 (Bの評価点合計)} \times \frac{10 \text{点 (標準満点)}}{13 \text{点 (配点の満点の合計)}} = \underline{6.53 \text{点}}$$

C：②、③、④の評価項目の評価点の合計が-1.0点

$$-1.0 \text{点 (Cの評価点合計)} \times \frac{10 \text{点 (標準満点)}}{13 \text{点 (配点の満点の合計)}} = \underline{-0.76 \text{点}}$$

下線部の点数がA、B、Cそれぞれの加算点になります（小数点以下3位切捨）

## 6 落札者の決定方法

入札参加者に対して、本市が提示する施工計画、施工能力等についての評価項目に関する技術資料を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき採点し、その点数（加算点）と標準点の合計点（技術評価点）を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い者を落札者とします。

具体的な評価値の算出方法は、次の算式のとおりです。

$$\text{評価値} = \text{〔技術評価点（標準点＋加算点）} \div \text{入札価格〕}$$

ただし標準点は100点、入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格、単位は円。

## 7 総合評価方式の業務手順

総合評価方式の業務手順は、基本的には次のとおりです。

- ① 総合評価方式の適用、評価項目及び評価基準の設定について検討（発注担当課）
- ② 落札決定基準に関する意見聴取（技術委員会）
- ③ 審査会へ案件提出（発注担当課⇒契約課⇒審査会）  
（入札案件の条件の適否・総合評価方式を行うことの適否の決定・総合評価方式における落札者決定基準の審査）
- ④ 入札公告（契約課）
- ⑤ 入札参加資格確認申請（参加希望業者⇒契約課）
- ⑥ 入札参加資格審査（発注担当課）
- ⑦ 入札参加資格審査結果通知（契約課⇒参加希望業者）
- ⑧ 不服申し立て（入札参加非承認業者）
- ⑨ 不服に対する回答（発注担当課）
- ⑩ 質問の受付・回答（発注担当課）
- ⑪ 入札及び技術資料の提出（参加承認業者）

### 【特別簡易型】

入札書の提出締切日前日までに、技術資料申請書（様式第1号）及び技術資料自己評価採点表（様式第1号の2）の提出

### 【簡易型】

入札書の提出締切日前日までに、技術資料申請書（様式第1号）、技術資料自己評価採点表（様式第1号の2）、簡易な施工計画書（様式第2号～5号）、技術資料（様式第6号～8号）及び必要な証明書等（技術資料書類目録を添えて）を提出

- ⑫ 開札：落札候補者の決定（落札保留）
- ⑬ 技術評価点の算出（発注担当課で評価・採点⇒契約課）
- ⑭ 評価値（入札金額評価点＋技術評価点）の算出（契約課）

### 【特別簡易型】

評価値が高い者から2者について、技術資料自己評価採点表（様式第1号の2）及び技術資料（様式第6号～8号）、必要な証明書等（技術資料書類目録を添えて）を提出

- ⑮ 学識経験者の意見聴取（必要とされた場合）
- ⑯ 落札者の決定（評価とともに福井市役所ホームページ「入札の広場」で発表・落札者へ通知）

## 8 施工計画等技術提案が履行できなかった場合のペナルティー

### ア 技術提案等の担保

総合評価方式の実施にあたっては、落札者の提示した施工計画書（以下、「技術提案等」という。）はすべて契約内容となるため、技術提案等が履行できなかった場合の措置をあらかじめ定めます。また技術提案等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求します。

#### ① 技術提案等の履行の担保及び確認

技術提案等の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認します。その結果、受注者の責による、技術提案等の内容が不履行の場合、再度の施工を原則とするとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行います。

さらに再度の施工においても技術提案等の内容が不履行の場合、又は再度の施工が困難な場合には、発注者の指示による施工を原則とし、工事成績評定点を減ずる措置を行います。なお、技術提案等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償請求等を行います。

②ペナルティーの設定（工事成績評定点の減点）

最大8点を減点します。（1項目につき最大2点減点）

- ・再度の施工により技術提案等が履行された場合・・・評価項目毎に1点減点
- ・再度の施工でも技術提案等が不履行の場合・・・評価項目毎に1.5点減点
- ・再度の施工が困難な場合・・・評価項目毎に2点減点

③契約金額の減額又は損害賠償請求

技術提案の達成度合いに応じて加算点の再計算を行い、提案内容の不履行として、落札時の評価との差に応じた金額を請負契約金額から減額、若しくは、損害賠償請求を行うものとします。その場合の算定式は、次のとおりとします。

$$\text{減額又は損害賠償額} = \{ 1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha) \} \times C$$

(小数点以下切り捨て整数止)

C：当初の請負契約金額（円）

$\alpha$ ：当初の加算点

$\beta$ ：検査等によって確認された提案内容の状況に基づき再計算した加算点

イ 技術提案に係るヒアリングに関する事項

総合評価方式の実施にあたっては、当該工事の内容などその特性に応じ、配置予定技術者に対しヒアリングを実施できるものとします。なお、ヒアリングは技術提案の内容に係る確認等を目的に行い、ヒアリング自体を評価しません。

ウ その他

業者から提出された技術提案等については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）に基づき、「民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案

や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。」との取り扱いに準拠するものとします。

## 9 総合評価方式に係る事項の公表等

手続きの透明性・公平性を確保するため入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

### ア 公告等における明示

総合評価方式を適用する工事では、入札公告等において次の事項を明記します。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 入札参加要件
- ③ 総合評価に関する評価基準（評価項目、配点、欠格要件）
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ⑤ 技術提案等が履行できなかった場合の措置

### イ 落札結果の公表

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに入札結果を公表するとともに、次の事項を記載した評価調書を公表します。

- ① 入札参加者名
- ② 各入札参加者の入札結果

10 共同企業体（JV）の評価対象者

ア 実績確認等評価項目に関する特定共同企業体の細部運用

評価種別	評価項目	①JVの構成条件で代表者が <u>市内業者</u> の場合	②JVの構成条件で代表者が <u>市内又は準市内業者</u> の場合	③JVの構成条件で代表者が <u>①・②以外</u> の場合	
		加点 対象	加点 対象	加点 対象	
業者の技術力	①簡易な施工計画の技術的所見	工事目的物や材料等の品質管理等に係わる技術的所見	共同企業体として評価	共同企業体として評価	共同企業体として評価
		発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見			
		施工上配慮すべき安全対策に係わる事項			
		工程管理に係わる技術的所見			
	②業者の技術的能力	過去15年間の類似工事の施工実績（※1）	構成員全者対象	構成員全者対象	構成員全者対象
		過去5年間の工事成績評定点の平均点（※2）	構成員全者対象	構成員全者対象	構成員全者対象
		ISO9001の認証取得	代表者のみ対象	代表者のみ対象	代表者のみ対象
		建設マスター等又は、基幹技能者の雇用状況	代表者のみ対象	代表者のみ対象	代表者のみ対象
		主要工種状況	代表者のみ対象	代表者のみ対象	代表者のみ対象
		経営事項審査における1級技術者数	代表者のみ対象	代表者のみ対象	代表者のみ対象
	③配置予定技術者の技術的能力	過去15年間の類似工事の施工経験（※3）	構成員全者対象	構成員全者対象	構成員全者対象
		取得資格	代表者のみ対象	代表者のみ対象	代表者のみ対象
		保有資格等	代表者のみ対象	代表者のみ対象	代表者のみ対象
	④業者の社会性・信頼性等	災害時等の地域貢献（災害協定）（※4）	代表者のみ対象	代表者のみ対象	構成員も対象
		災害時等の地域貢献（資格）	代表者のみ対象	代表者のみ対象	代表者のみ対象
		福井市との協力関係（除雪契約等）（※4）	代表者のみ対象	代表者のみ対象	構成員も対象
		過去2年間の指名停止措置	構成員全者対象	構成員全者対象	構成員全者対象
		主たる営業所等の所在区分		代表者のみ対象	代表者のみ対象
		業者の特別徴収状況	代表者のみ対象	代表者のみ対象	代表者のみ対象

- ※1：JVとして参加する構成員全者の施工実績を評価対象とする。  
算出方法については、27頁の記載例参照
- ※2：JV構成員全者の工事成績を対象とする。  
(過去の工事成績について、JVとして発注した場合に限り、JVの代表者及び構成員としての工事成績も対象とする。ただし、出資比率20%以上のものに限る。  
又、福井市の工事成績を有しない場合は、福井県の工事成績(過去のJVでの工事成績も含む。ただし、出資比率20%以上のものに限る。)を対象とする。)
- ※3：JVとして参加する構成員全者の技術者の施工経験を評価対象とする。  
算出方法については、27頁の記載例参照
- ※4：加対象者が構成員も含む場合は、最も高い評点で評価する。

イ 特定共同企業体として発注した場合の評価方法

① 評価基準(類似工事の施工実績・施工経験)

共同企業体として入札参加する場合、業者(共同企業体)の類似工事の施工実績及び配置予定技術者の類似工事における施工経験は、構成員すべての実績・経験を評価対象とし、評価基準の区分は次のとおりとします。

構成員数	区 分	評 価 基 準 の 判 断 基 準
2 社	代 表 者	当該評価基準規模
	構 成 員	当該評価基準の30%の規模(※)
3 社	代 表 者	当該評価基準規模
	構 成 員	当該評価基準の20%の規模(※)

※ なお、構成員の評価基準の規模は、発注案件毎に別途お知らせします。

② 評価点の算出方法(類似工事の施工実績・施工経験)

業者(共同企業体)の類似工事の施工実績について、構成員全者の実績を評価対象とし、それぞれの実績を基に当該評価基準から構成員毎の評価点を算出します。(構成員の評価基準は①のとおり)次に、構成員毎の評価点に共同企業体の出資比率(今回構成した共同企業体の出資比率)を掛け、合計点を算出し(算出後小数第2位を切捨)業者(共同企業体)の評価点とします。また、過去の施工実績は、単体での実績に加え共同企業体としての実績も評価の対象とします。ただし、共同企業体としての出資比率が20%以上のものに限ります。

具体的な類似工事の施工実績評価点の算出方法は、次の算式のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{代表者の評価点} &= (\text{施工実績からの評価点}) \times \text{出資比率} \cdots A \\ \text{構成員の評価点} &= (\text{施工実績からの評価点}) \times \text{出資比率} \cdots B \end{aligned}$$

$$\text{業者（共同企業体）の評価点} = A + B$$

(合計後小数第2位切捨)

※ 過去の施工実績が共同企業体の場合は、施工実績に実績時の出資比率を掛けたものを評価対象実績とする。

業者（共同企業体）の配置予定技術者の類似工事における施工経験について、構成員全者の配置予定技術者の経験を評価対象とし、それぞれの経験を基に当該評価基準から構成員毎の評価点を算出します。（構成員の評価基準は①のとおり）次に、構成員毎の評価点に共同企業体の出資比率（今回構成した共同企業体の出資比率）を掛け、合計点を算出し（算出後小数第2位を切捨）業者（共同企業体）の評価点とします。また、過去の施工経験は、単体での経験に加え共同企業体としての経験も評価の対象とします。ただし、共同企業体としての出資比率が20%以上のものに限ります。

具体的な配置予定技術者の類似工事における施工経験評価点の算出方法は、次の算式のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{代表者の評価点} &= (\text{施工経験からの評価点}) \times \text{出資比率} \cdots A \\ \text{構成員の評価点} &= (\text{施工経験からの評価点}) \times \text{出資比率} \cdots B \end{aligned}$$

$$\text{業者（共同企業体）の評価点} = A + B$$

(合計後小数第2位切捨)

※ 過去の施工経験が共同企業体の場合は、施工経験に実績時の出資比率を掛けたものを評価対象実績とする。

ウ 実績確認等評価項目に関する経常共同企業体の細部運用

評価種別	評価項目	経常共同企業体の評価対象の範囲	
業者の技術力	①簡易な施工計画の技術的所見	工事目的物や材料等の品質管理等に係わる技術的所見	経常共同企業体として評価
		発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見	
		施工上配慮すべき安全対策に係わる事項	
		工程管理に係わる技術的所見	
	②業者の技術的能力	過去15年間の類似工事の施工実績	代表者・構成員及び当該経常共同企業体のいずれか
		過去5年間の工事成績評定点の平均点	代表者・構成員及び当該経常共同企業体すべて
		ISO9001の認証取得	代表者・構成員の両者
		建設マスター等又は、基幹技能者の雇用状況	代表者・構成員のいずれか
		主要工種状況	代表者
		経営事項審査における1級技術者数	代表者
	③配置予定技術者の技術的能力	過去15年間の類似工事の施工経験	代表者・構成員及び当該経常共同企業体のいずれか
		取得資格	代表者・構成員のいずれか
		保有資格等	代表者・構成員のいずれか
	④業者の社会性・信頼性等	災害時等の地域貢献（災害協定）	代表者・構成員のいずれか
		災害時等の地域貢献（資格）	代表者・構成員のいずれか
		福井市との協力関係（除雪契約等）	代表者・構成員のいずれか
		過去2年間の指名停止措置	代表者・構成員及び当該経常共同企業体すべて
		主たる営業所等の所在地区分	代表者・構成員の両者
		業者の特別徴収状況	代表者・構成員の両者

1.1 技術資料一覧

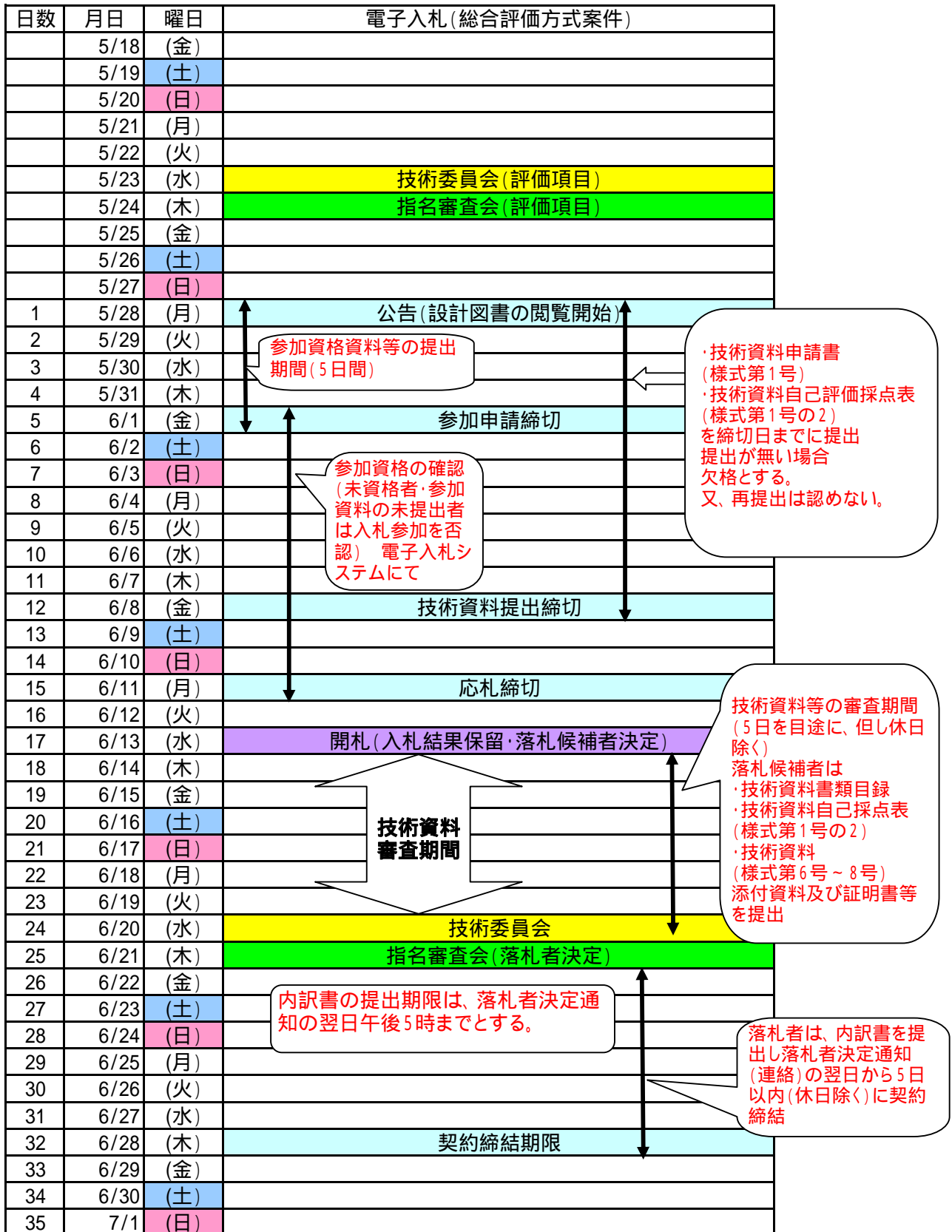
総合評価方式の型に応じ、業者が提出する資料及び提出期限

区分	作成及び提出書類	様式番号	添付資料等( 1)	提出時期
簡易型 特別簡易型 (共通)	技術資料書類目録	必須	技術資料等を提出する 場合	技術資料と同時 に提出( 2)
	技術資料申請書	様式第1号	無	入札書の提出締 切日前日まで
	技術資料自己評価採点表	様式第1号 の2	無	
簡易な施 工計画書 (技術的所 見) 簡易型 のみ	品質に係わる提案	様式第2号	説明資料	入札書の提出締 切日前日まで
	施工上の課題に係わる提 案	様式第3号	説明資料	
	安全対策に係わる提案	様式第4号	説明資料	
	工程管理に係わる提案	様式第5号	説明資料	
業者の技 術的能力評 価資料	類似工事の施工実績調書	様式第6号	コリンズのカルテ等実績 の判断できる書類 ( 3)	書類目録と同時に 提出 ( 4)
	工事成績算出調書	様式第8号	JVでの工事成績がある 場合は、協定書の(写 し)等出資比率の分かる 資料	
	ISO9001 の認証取得(写し)		認証取得の分かる登録 証の(写し)	
	建設マスター等又は、基幹 技能者の雇用状況(写し)		認定証等の(写し)及び 雇用を証する書類	
	主要工種状況		最新の経営事項審査の (写し)	
	最新の経営事項審査(写し)		最新の経営事項審査の (写し)	
配置予定 技術者の技 術能力評価 資料	配置予定技術者調書 又は配置予定技術者調書 [2名配置用]	様式第7号 又は様式第 7号の2	コリンズのカルテ等、主 任(監理)技術者として の施工経験が確認でき る書類及び雇用を証す る書類 ( 3)	書類目録と同時に 提出 ( 4)
	技術者の取得資格		資格等の取得を証する 書類の(写し)	
社会性・信 頼性等の評 価資料	福井市との災害協定(写し)		協定締結団体の発行す る証明書の(写し)	書類目録と同時に 提出 ( 4)
	応急危険度判定士等の雇 用状況(写し)		資格等の取得を証する 書類の(写し)及び雇用 を証する書類	
	福井市との除雪契約		無	
	指名停止措置		無	
	地域要件		無	
		特別徴収総括表(写し)又 は、平成25年度特別徴収 税額の決定通知書		特別徴収総括表の(写 し)又は、平成25年度特 別徴収税額の決定通知 書の(写し)( 5)

- ※ 1 : 添付資料で重複するものは1部のみ提出すること。
- ※ 2 : 簡易型・特別簡易型の形式を問わず使用する。
- ※ 3 : 共同企業体としての実績・経験を提出する場合は、協定書の（写し）等出資比率の分かるものを添付すること。
- ※ 4 : 簡易型については、入札書締切日前日までに、特別簡易型については、発注者から技術資料等の提出を指示された者のみ提出すること。
- ※ 5 : 年度当初で今年度特別徴収税額の決定通知書が無い場合は、前年度の（写し）とする。

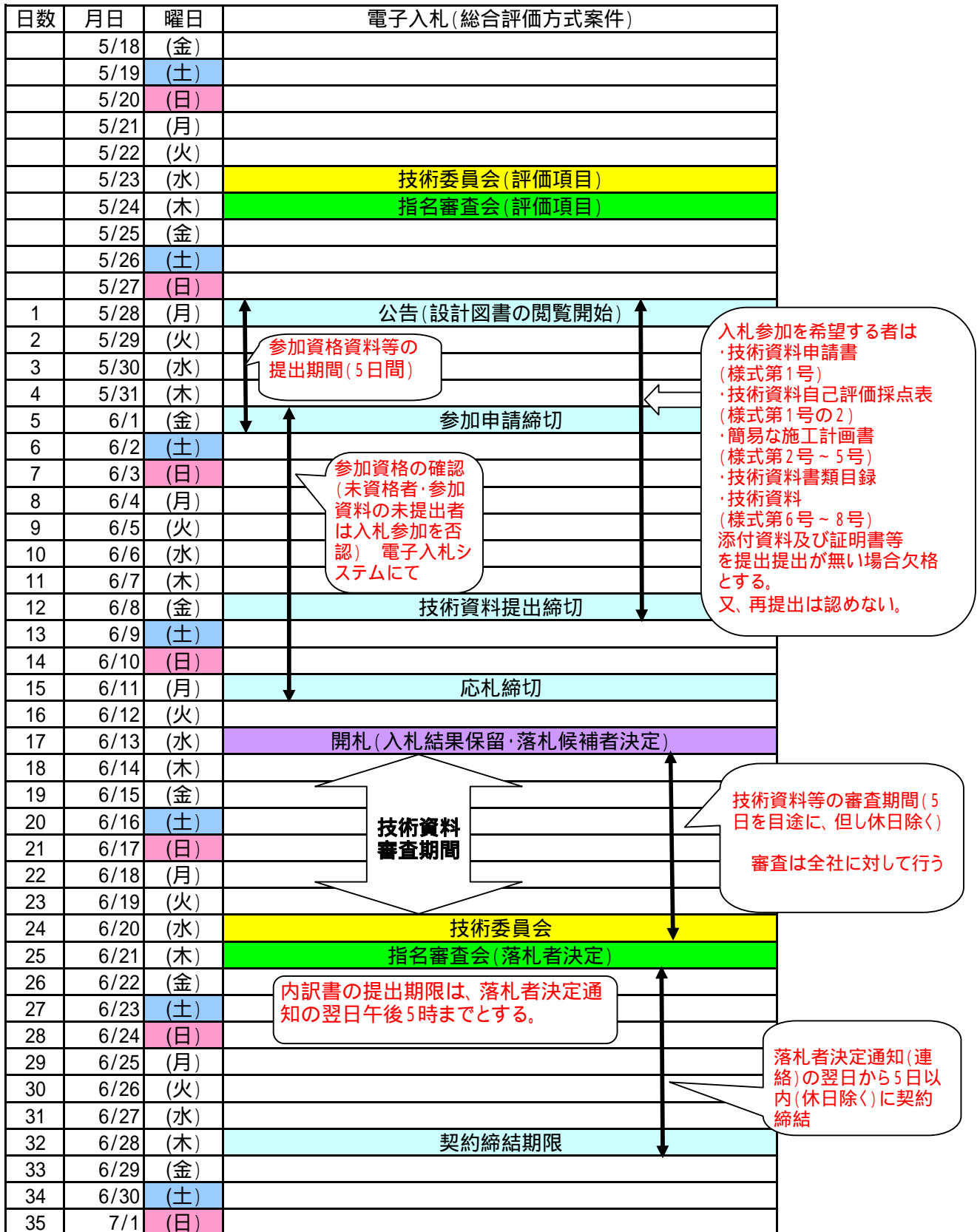
12 入札手続きのフロー（参考）

(ア)総合評価方式 (特別簡易型)  
 ~ 公告から契約締結まで ~ 【事後審査型】



12 入札手続きのフロー（参考）

(イ)総合評価方式 (簡易型)  
 ~ 公告から契約締結まで ~ 【事前審査型】



福井市長 様

所在地  
 商号又は名称  
 代表者氏名 印  
 担当者  
 (電話番号 )

総合評価方式技術資料の提出について

入札公告に示された技術資料を下記のとおり提出します。なお、添付資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事番号, 工事名
- 3 提出する技術資料

題 目		必要書類	提出書類 で囲む
簡易な施工計画書 (技術的所見) 簡易型のみ	工事目的物や材料等の品質管理等に係 わる技術的所見		有・無
	発注者が指定する施工上の課題に対す る技術的所見		有・無
	施工上配慮すべき安全対策に係わる事項		有・無
	工程管理に係わる技術的所見		有・無
業者の技術的能力 評価資料	類似工事の施工実績調書(総合評価用)	必須	有・無
	工事成績算出調書	必須	有・無
	ISO9001 の認証取得(写し)	必須	有・無
	建設マスター等又は、基幹技能者の雇用 状況(写し)		有・無
	最新の経営事項審査(写し)	必須	有・無
配置予定技術者の 技術能力評価資料	配置予定技術者調書(総合評価用)	必須	有・無
社会性・信頼性等 の評価資料	福井市との災害協定(写し)	必須	有・無
	応急危険度判定士等の雇用状況(写し)	必須	有・無
	特別徴収総括表(写し)又は、平成25年 度特別徴収税額の決定通知書	必須	有・無

注意事項

- 1.簡易型、特別簡易型の形式を問わず本書を使用すること。
- 2.本書に ~ うち のついた技術資料を添付し、入札書の提出締切日前日までに、FAX・郵送または持参すること。なお郵送の場合は、技術資料提出締切日前日までに福井市契約課に届かないものは無効となる。
- 3.技術資料についての問合せを行う場合は、上記の連絡先の担当者に行う。
- 4.技術資料の提出後の訂正や修正は認めない。
- 5.記載内容の確認のため発注者から追加資料の提出を求められた場合は、速やかに対応すること。
- 6.資料作成に要する費用は提出者の負担とする。

技術資料申請書（様式第1号）

年 月 日

福井市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで入札公告のありました〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事  
の技術資料自己評価採点表を提出します。

記

問合せ先

担当者： 〇〇 〇〇

部 署： 〇〇部〇〇課

電話番号： (代) 〇〇-〇〇〇〇 (内〇〇〇)

FAX番号： 〇〇-〇〇〇〇

注意事項

- 1.簡易型、特別簡易型の形式を問わず本書を使用すること。
- 2.本書に技術資料自己評価採点表を添付し、入札書の提出締切日前日までに、FAX・郵送または持参すること。  
なお郵送の場合は、資料提出締切日前日までに福井市契約課に届かないものは無効となる。  
(FAX:0776-20-5734)
- 3.技術資料自己評価採点表についての問合せを行う場合は、上記の連絡先の担当者に行う。
- 4.技術資料自己評価採点表の提出締切り後の訂正や修正は認めない。
- 5.記載内容の確認のため発注者から追加資料の提出を求められた場合は、速やかに対応すること。
- 6.資料作成に要する費用は提出者の負担とする。

様式第1号の2  
技術資料自己評価採点表

整理番号

業者番号	業者名	評価項目の加算点	0.00 点
担当課	案件番号	総合評価方式の型	簡易型
工事名 工事場所	工事	地係	地域

評価項目と評価基準		評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	必須選択	採点(点)	選択項目の満点		
1	施工計画	工事的物や材料等の品質管理等に係る技術的所見	品質管理等の対応が適切であり、重要な項目が記載され、独自の工夫がみられる	優れた工夫がみられる=1点、工夫がみられる=0.5点、適切である=0.3点、不適切である=0.0点	1.0 ~ 0.0	1項目以上選択		1.0		
		発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見	課題への対応が適切であり、重要な項目や優れた工夫がみられる	優れた工夫がみられる=1点、工夫がみられる=0.5点、適切である=0.3点、不適切である=0.0点	1.0 ~ 0.0			1.0		
		施工上配慮すべき安全対策に係る事項	施工上配慮すべき安全対策等が適切であり、重要な項目や優れた工夫がみられる	優れた工夫がみられる=1点、工夫がみられる=0.5点、適切である=0.3点、不適切である=0.0点	1.0 ~ 0.0			1.0		
		工程管理に係る技術的所見	工事の工程管理が適切であり、重要な項目や優れた工夫がみられる	優れた工夫がみられる=1点、工夫がみられる=0.5点、適切である=0.3点、不適切である=0.0点	1.0 ~ 0.0			1.0		
6 5 7 点	業者の技術力	類似工事の施工実績	前年度から過去15年間と公告日までの期間における類似工事の元請としての施工実績 ※公告日時点で完成検査未了の工事は含まない。	類似工事の施工規模が当該評価基準規模以上であったもの 類似工事の施工規模が当該評価基準規模の80%~100%未満 類似工事の施工規模が当該評価基準規模の50%~80%未満 類似工事の施工規模が当該評価基準規模の50%未満	1.0 0.8 0.5 0.0	必須		1.0		
		工事成績	前年度から過去5年間における発注工種の工事成績評定点の平均点 ※平均点算出後小数第2位を切捨 ※福井市発注の工事に限るが、市の工事成績評定を有しない場合は、福井県の工事成績評定を対象とする。 ※該当成績なしの場合の評定点は0点とする。	8.0点以上 7.0点以上8.0点未満 算式：(工事成績の平均点-7.0)×0.2 ※旧工事成績評定には、加算点を加えること 7.0点未満	2.0 1.98 ~ 0.00 0.0			2.0		
		品質管理マネジメントの取得	入札公告日時点におけるISO9001の認証取得状況 ※認証登録範囲が建設部門に限る。	取得あり 取得なし	1.0 0.0		必須	1.0		
		優秀な技術者の雇用	入札公告日時点における建設マスター(優秀施工者 国土交通(建設)大臣顕彰者)等又は、基幹技術者(登録基幹技術者講習の修了者)の雇用状況	雇用している ※どちらか選択、両方資格者でも加算は1.0点とする。(案件ごとに選択する。)	1.0		選択	1.0		
		主要工種状況	入札公告日時点における業者の主要工種状況 ※入札公告時点において、福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、完成工事高の高い工種と発注工種が同じ場合評価する。	入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、最も完成工事高の高い工種と発注工種が同じ場合 入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、二番目に完成工事高の高い工種と発注工種が同じ場合 上記以外	1.0 0.5 0.0		必須	1.0		
		経営事項審査における1級技術者数	最新の経営事項審査における発注工種の1級技術者数	1級技術者数×0.2 ※上限は1.0点とする。	1.0 ~ 0.0		必須	1.0		
		配置予定技術者の数	類似工事の施工経験	前年度から過去15年間と公告日までの期間の類似工事における主任(監理)技術者としての施工経験 ※公告日時点で完成検査未了の工事は含まない。	類似工事の施工経験が当該評価基準規模以上であったもの 類似工事の施工経験が当該評価基準規模の80%~100%未満 類似工事の施工経験が当該評価基準規模の50%~80%未満 類似工事の施工経験が当該評価基準規模の50%未満		1.5 1.2 0.8 0.0	必須		1.5
3 4 5 技術的能力	配置予定技術者の5技術的能力	技術者の取得資格	入札公告日時点における資格の取得状況	1級国家資格等の取得資格があり、監理技術者となり得る資格を有する 建設マスター(優秀施工者 国土交通(建設)大臣顕彰者)等又は、基幹技術者(登録基幹技術者講習の修了者)である 1級国家資格等の取得資格があり、主任技術者となり得る資格を有する 2級国家資格等の取得資格があり、主任技術者となり得る資格を有する 上記以外	1.5 1.0 1.0 0.5 0.0		1.5			
		技術者の保有する資格等	配置予定技術者の保有する資格等	監理技術者又は、主任技術者を2名配置する場合(現理代理人業務可) 求める資格を有する監理技術者又は、主任技術者を配置できる場合(入札参加資格以外)	1.0 0.5	選択	1.0			
		災害協定	入札参加申請時に福井市と災害協定を締結している。(協定締結団体の一員としても可)	締結がある 締結がない	0.5 0.0	必須	0.5			
		災害時等の地域貢献	災害時等の地域貢献	資格等	被災建築物応急危険度判定士等・防災士・普通救命士の資格状況 ※入札公告時点における上記の有資格者の雇用状況 ※配点の上限は0.5点とする。	被災建築物応急危険度判定士又は、被災地危険度判定士を雇用 防災士の資格者雇用 普通救命士の資格者雇用 上記以外	0.5 0.3 0.0		必須	0.5
				除雪契約	福井市と除雪契約(平成24年度)を締結している。(建設部道路課所管) 右記の契約内容により評価する。	借上機械で通常除雪 貸与機械で通常除雪 パトロール協力・融雪設備点検 締結がない	1.0 0.8 0.3 0.0		必須	1.0
					福井市と除雪契約等(平成24年度)を締結している。(建設部道路課所管)	締結がある(借上・貸与機械、パトロール協力、融雪設備点検、依頼により協力する)	0.3		選択	0.3
2 3 5 点	業者の社会性・信頼性等	指名停止措置	過去2年間の指名停止措置	なし あり	0.5 0.0	必須	0.5			
		地域要件	本社(本店)・支店(営業所)所在地区分	市内 準市内	0.5 0.3	選択	0.5			
		特別徴収状況	市県民税の特別徴収状況(本市の特別徴収義務者であること)	あり なし	0.5 0.0	必須	0.5			
施工計画の評価点		①					0.0	4点満点		
評価点の合計		② + ③ + ④					0.00	15.3点満点		
加算点	(満点合計10点未満の場合)	評価項目の加算点 = + + (小数点以下3位切捨)					0.00	17項目		
	(満点合計10点以上の場合)	評価項目の加算点 = (+ + ) × 10 + から の加算点の満点合計 ( " )						10点換算		
加算点の合計		+ + +					0.00	21項目		

注意事項

- 1 技術資料自己評価採点表は、必ず技術資料申請書を添えて提出すること。
- 2 入札公告に添付された総合評価方式評価基準に従い、記入すること。
- 3 評価対象となっていない項目については、(ハイフン)を選択すること。
- 4 採点表の改変は行わず、記載例を参考に必要な箇所のみ記入し、エクセルのまま提出すること。
- 5 落札候補者となり技術資料の提出依頼を受けた者のみが、書類目録と技術資料を提出すること。
- 6 技術資料自己評価採点表と提出する技術資料の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。  
自己評価による採点と市の評価の採点が異なる場合は、いずれか低い方の点とする。

整理番号は、記入しないでください。

整理番号

業者番号	1820155500	業者名	建設	評価項目の加算点	8.91 点
担当課	道路課	案件番号	2013000999	総合評価方式の型	特別簡易型
工事名 工事場所	工事		福井市大手3丁目地係	地域	順化地区

評価項目と評価基準

評価番号	分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	必須選択	採点(点)	選択項目の満点		
	施工計画					選択				
6 7 点	業者の技術力	類似工事の施工実績	前年度から過去15年間と公告日までの期間における類似工事の元請としての施工実績 ※公告日時時点で完成検査未了の工事は含まない。	類似工事の施工規模が当該評価基準規模以上であったもの 類似工事の施工規模が当該評価基準規模の80%~100%未満 類似工事の施工規模が当該評価基準規模の50%~80%未満 類似工事の施工規模が当該評価基準規模の50%未満	1.0 0.8 0.5 0.0	必須	0.8	1.0		
		工事成績	前年度から過去5年間における発注工種の工事成績評定点の平均点 ※平均点算出後小数第2位を切捨 ※福井市発注の工事に限るが、市の工事成績評定を有しない場合は、福井県の工事成績評定を対象とする。 ※該当成績なしの場合の評定点は0点とする。	80点以上 70点以上80点未満 算式：(工事成績の平均点-70)×0.2 ※旧工事成績評定には、加算点を加えること 70点未満	2.0 1.98~0.00 0.0	必須	1.04	2.0		
		品質管理マネジメントの取得	入札公告日時時点におけるISO9001の認証取得状況 ※認証登録範囲が建設部門に限る。	取得あり 取得なし	1.0 0.0	必須	1.0	1.0		
		優秀な技術者の雇用	入札公告日時時点における建設マスター(優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者)等又は、基幹技能者(登録基幹技能者講習の修了者)の雇用状況	雇用している ※どちらか選択、両方有資格者でも加算は1.0点とする。(案件ごとを選択する。)	1.0	選択				
		主要工種状況	入札公告日時時点における業者の主要工種状況 ※入札公告時点において、福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、完成工事高の高い工種と発注工種が同じ場合評価する。	入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、最も完成工事高の高い工種と発注工種が同じ場合 入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、二番目に完成工事高の高い工種と発注工種が同じ場合 上記以外	1.0 0.5 0.0	必須	1.0	1.0		
		経営事項審査における1級技術者数	最新の経営事項審査における発注工種の1級技術者数	1級技術者数×0.2 ※上限は1.0点とする。	1.0~0.0	必須	1.0	1.0		
		3 4 5 点	配置予定技術者の技術的能力	類似工事の施工経験	前年度から過去15年間と公告日までの期間の類似工事における主任(監理)技術者としての施工経験 ※公告日時時点で完成検査未了の工事は含まない。	類似工事の施工経験が当該評価基準規模以上であったもの 類似工事の施工経験が当該評価基準規模の80%~100%未満 類似工事の施工経験が当該評価基準規模の50%~80%未満 類似工事の施工経験が当該評価基準規模の50%未満	1.5 1.2 0.8 0.0	必須	1.5	1.5
技術者の取得資格	入札公告日時時点における資格の取得状況			1級国家資格等の取得資格があり、監理技術者となり得る資格を有する 建設マスター(優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者)等又は、基幹技能者(登録基幹技能者講習の修了者)である 1級国家資格等の取得資格があり、主任技術者となり得る資格を有する 2級国家資格等の取得資格があり、主任技術者となり得る資格を有する 上記以外	1.5 1.0 1.0 0.5 0.0	必須	1.5	1.5		
技術者の保有する資格等	配置予定技術者の保有する資格等			監理技術者又は、主任技術者を2名配置する場合(現場代理人兼務可) 求める資格を有する監理技術者又は、主任技術者を配置できる場合(入札参加資格以外)	1.0 0.5	選択	-	-		
災害協定	入札参加申請時に福井市と災害協定を締結している。(協定締結団体の一員としても可)			締結がある 締結がない	0.5 0.0	必須	0.5	0.5		
④ 2 5 4 点	業者の社会性・信頼性等	災害時の地域貢献	資格等	応急危険度判定士等・防災士・普通救命士の資格状況 ※入札公告時点における上記の有資格者の雇用状況 ※配点の上限は0.5点とする。	被災建築物応急危険度判定士又は、被災宅地危険度判定士を雇用 防災士の資格者雇用 普通救命士の資格者雇用 上記以外	0.5 0.5 0.3 0.0	必須	0.3	0.5	
			除雪契約	福井市と除雪契約(平成24年度)を締結している。(建設部道路課所管) 右記の契約内容により評価する	借上機械で通常除雪 貸与機械で通常除雪 パトロール協力・融雪設備点検 締結がない	1.0 0.8 0.3 0.0	必須	1.0	1.0	
				福井市と除雪契約等(平成24年度)を締結している。(建設部道路課所管)	締結がある(借上・貸与機械、パトロール協力、融雪設備点検、依頼により協力する) なし	0.3 0.5 0.0	選択			
		指名停止措置	過去2年間の指名停止措置	なし あり	0.5 0.0	必須	0.5	0.5		
		地域要件	本市(本店)・支店(営業所)所在地区分	市内 準市内	0.5 0.3	選択	0.5	0.5		
				特別徴収状況	市民税の特別徴収状況(本市の特別徴収義務者であること)	あり なし	0.5 0.0	必須	0.5	0.5
		評価点の合計		② + ③ + ④					11.14	12.5点満点
		加算点	(満点合計10点未満の場合)	評価項目の加算点 = + + (小数点以下3位切捨)					8.91	13項目
			(満点合計10点以上の場合)	評価項目の加算点 = ( + + ) × 10 ÷ から の加算点の満点合計 ( # )						10点換算

記載例 共同企業体での発注の場合  
技術資料自己評価採点表

整理番号は、記入しないでください。

整理番号

業者番号	1820166600	業者名	特定建設共同企業体	評価項目の加算点	8.83	点
担当課	例) 3社による共同企業体を構成した場合の類似工事の評価基準 代表者の評価基準 施工面積 5,000㎡ 構成員の評価基準 施工面積 1,000㎡ (5,000㎡×20%) 構成員の評価基準は、別紙公告内容を確認すること			求めた評価点に共同企業体の出資比率を掛け構成員毎に評価点を算出		
工事名	今回の案件に対する業者の実績			代表者Aの評価点 : 1.0点 × 60% = 0.6点 …… A 構成員Bの評価点 : 1.0点 × 20% = 0.2点 …… B 構成員Cの評価点 : 0.8点 × 20% = 0.16点 …… C		
工事場所	今回の共同企業体の出資比率			より各構成員の評価点を合計し、共同企業体としての評価点を算出		
評価番号	分類	評価	選択項目の満点	合計点 : A + B + C = 0.96点 小数点第2位を切捨て 評価点 0.9点		
6	6	業者の技術力	1.0	過去の施工実績が共同企業体としての実績の場合は、において過去の 実績に当時の出資比率を掛けて施工実績を算出し、以下手順		
7	7	類似工事の施工実績	1.0	左記の施工実績・出資比率から各構成員の評価点を算出		
7	7	工事成績	2.0	代表者Aは、評価基準規模(5,000㎡)以上の実績であることから …… 1.0点 構成員Bは、評価基準規模(1,000㎡)以上の実績であることから …… 1.0点 構成員Cは、評価基準規模(同上)の80%~100%未満であることから …… 0.8点		
7	7	品質管理マネジメントの取得	1.0	類似工事の施工規模が当該評価基準規模以上であったもの 1.0 類似工事の施工規模が当該評価基準規模の80%~100%未満 0.8 類似工事の施工規模が当該評価基準規模の50%~80%未満 0.5 類似工事の施工規模が当該評価基準規模の50%未満 0.0		
7	7	優秀な技術者の雇用	1.0	8.0点以上 2.0 7.0点以上8.0点未満 1.98~0.00 算式：(工事成績の平均点-7.0)×0.2 ※旧工事成績評定には、加算点を加えること 7.0点未満 0.0		
7	7	主要工種状況	1.0	人札公告日時点におけるIS09001の認証取得状況 ※認証登録範囲が建設部門に限る。 取得あり 1.0 取得なし 0.0		
7	7	経営事項審査における1級技術者	1.0	人札公告日時点における建設マスター(優秀施工者)同士交通(建設)大臣顕彰者)等又は、基幹技術者(登録基幹技術者講習の修了者)の雇用状況 ※適用している 取得あり 1.0 取得なし 0.0		
7	7	配置予定技術者の類似工事における施工経験についても、類似工事の施工実績と同様に算出します。	1.0	人札公告日時点における業者の主要工種状況 ※人札公告時点において、福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、完成工事率の高い工種と発注工種が同じ場合評価する。 ※人札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、最も完成工事率の高い工種と発注工種が同じ場合 1.0 ※人札参加資格者名簿に登録されていない全工種の中で、二番目に完成工事率の高い工種と発注工種が同じ場合 0.5 ※人札参加資格者名簿に登録されていない全工種の中で、三番目に完成工事率の高い工種と発注工種が同じ場合 0.0		
7	7	類似工事の施工経験	1.5	類似工事の施工経験が当該評価基準規模以上であったもの 1.5 類似工事の施工経験が当該評価基準規模の80%~100%未満 1.2 類似工事の施工経験が当該評価基準規模の50%~80%未満 0.8 類似工事の施工経験が当該評価基準規模の50%未満 0.0		
7	7	技術者の取得資格	1.5	1級国家資格等の取得資格があり、監理技術者となり得る資格を有する 1.5 建設マスター(優秀施工者)同士交通(建設)大臣顕彰者(登録基幹技術者講習の修了者)等 1.0 1級国家資格等の取得資格があり、主任技術者となり得る資格を有する 1.0 2級国家資格等の取得資格があり、主任技術者となり得る資格を有する 0.5 1級以外 0.0		
7	7	技術者の保有する資格等	1.0	監理技術者又は、主任技術者を立派に配置する場合(5名超) 1.0 監理技術者又は、主任技術者を立派に配置する場合(5名以下) 0.5 ※人札参加資格者名簿に登録されている全工種の中で、最も完成工事率の高い工種と発注工種が同じ場合 1.0 ※人札参加資格者名簿に登録されていない全工種の中で、二番目に完成工事率の高い工種と発注工種が同じ場合 0.5 ※人札参加資格者名簿に登録されていない全工種の中で、三番目に完成工事率の高い工種と発注工種が同じ場合 0.0		
7	7	災害協定	0.5	人札参加申請時に福井市と災害協定を締結している。(協定締結団体の一員としても可) 締結がある 0.5 締結がない 0.0		
7	7	資格等	0.5	防災建築物応急危険度判定士又は、防災宅地危険度判定士を雇用 0.5 防災士の資格者雇用 0.5 普通救命士の資格者雇用 0.3 1級以外 0.0		
7	7	除雪契約	1.0	福井市と除雪契約(平成24年度)を締結している。(建設部道路課所管) 右記の契約内容により評価する 雪上機械で通常除雪 1.0 雪上機械で通常除雪 0.8 パトロール協力・融雪設備点検 0.3 締結がない 0.0		
7	7	指名停止措置	0.5	福井市と除雪契約等(平成24年度)を締結している。(建設部道路課所管) 締結がある(雪上・資与機械、パトロール協力、融雪設備点検、依頼により協力する) 0.3 ない 0.0		
7	7	地域要件	0.5	過去2年間の指名停止措置 あり 0.5 ない 0.0		
7	7	特別徴収状況	0.5	本社(本店)・支店(営業所)所在地区分 市内 0.5 市内 0.3 あり 0.5 なし 0.0		
評価点の合計				② + ③ + ④	11.04	12.5点満点
加算点	代表者・構成員の区分を選択する			評価項目の加算点 = + + (小数点以下3位切捨) 評価項目の加算点 = (+ + ) × 10 ÷ から の加算点の満点合計 ( # )		
評価点算出根拠				8.83		

評価点算出根拠 ○○○・△△△・□□□特定建設共同企業体

例示

区分	業者名	実績からの評価点	評価点(実績×出資比率)
施工実績	代表者	○○○建設	1.00 × 0.600 = 0.600
	構成員	△△△土建	1.00 × 0.200 = 0.200
	構成員	□□□工業	0.80 × 0.160 = 0.160
施工経験	代表者	○○○建設	1.50 × 0.900 = 1.350
	構成員	△△△土建	1.20 × 0.240 = 0.288
	構成員	□□□工業	0.80 × 0.160 = 0.128

今回の共同企業体の出資比率

区分	業者名	出資比率	
代表者	○○○建設	0.60	
構成員	△△△土建	0.20	
構成員	□□□工業	0.20	
		出資比率合計	1.00

共同企業体として入札参加する場合は、構成員全員が評価対象となることから、必ず左記の類似工事の施工実績・施工経験の評価点算出根拠の記載をすること

評価項目	評価点
施工実績	0.90

評価項目	評価点
施工経験	1.30

出資比率の欄入力に注意すること

青字の部分に値を入力すること

工事名: \_\_\_\_\_

企業名: \_\_\_\_\_

項 目	および の品質管理について
<p>... の品質管理について</p> <p>概要...</p> <p>特徴...</p> <p>効果...</p> <p>... の品質管理について</p> <p>概要...</p> <p>特徴...</p> <p>効果...</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>以下に示すような提案内容は評価対象外となりますので、避けてください。</p> <p><u>提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの</u></p> <p>例:「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適当に」「十分に」</p> <p>「丁寧に施工する」「入念に」「迅速に」「確実に」「誠実に」「しっかり」「要所に」</p> <p>「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」「徹底的に」など</p> <p><u>提案の実行の有無が確認できないもの</u></p> <p>例:実行したことを、写真等で確認できないもの</p> <p><u>提案内容に明確な効果が認められないもの</u></p> <p><u>提案の実行に確実性がないもの</u></p> <p>例:「監督職員との協議により施工する」</p> <p>「 調査を行い、××対策の必要性を確認する」など</p> </div>

- 注) 1 本書の枚数は1枚を限度とし、所見を記述する文字の大きさは、10.5ポイント以上、書体は任意とする。
- 2 具体的かつ実現性のある内容であり、工夫が見られる場合に評価します。仕様書に記載のある内容は評価しない。
- 3 一つの所見を簡潔に記載(箇条書き)し、内容に応じて番号を付与すること。
- 4 一つの所見につき概要、特徴、効果を簡潔に記載すること。
- 5 文章を補完するためのイラスト・イメージ図が必要な場合は、A4用紙1枚を限度として添付することができる。
- 6 一般的な用語による記載を原則とするが、特殊な工法や方法、製品を用いる場合は詳細な説明を付け加えること。
- 7 記載にあたっては、「必要に応じて...」、「状況に応じて...」などの曖昧な表現を避けること。
- 8 二つ以上の複数の視点について提案を求められた場合は、それぞれの視点においての所見を記載すること。

工事名: \_\_\_\_\_

企業名: \_\_\_\_\_

項 目	課 題	お よ び 課 題	に つ い て
...課題	の つ い て		
概要...			
特徴...			
効果...			
...課題	に つ い て		
概要...			
特徴...			
効果...			

以下に示すような提案内容は評価対象外となりますので、避けてください。

提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの

例:「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適当に」「十分に」

「丁寧に施工する」「入念に」「迅速に」「確実に」「誠実に」「しっかりと」「要所に」

「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」「徹底的に」など

提案の実行の有無が確認できないもの

例:実行したことを、写真等で確認できないもの

提案内容に明確な効果が認められないもの

提案の実行に確実性がないもの

例:「監督職員との協議により施工する」

「 調査を行い、××対策の必要性を確認する」など

- 注) 1 本書の枚数は1枚を限度とし、所見を記述する文字の大きさは、10.5ポイント以上、書体は任意とする。
- 2 具体的かつ実現性のある内容であり、工夫が見られる場合に評価します。仕様書に記載のある内容は評価しない。
- 3 一つの所見を簡潔に記載(箇条書き)し、内容に応じて番号を付与すること。
- 4 一つの所見につき概要、特徴、効果を簡潔に記載すること。
- 5 文章を補完するためのイラスト・イメージ図が必要な場合は、A4用紙1枚を限度として添付することができる。
- 6 一般的な用語による記載を原則とするが、特殊な工法や方法、製品を用いる場合は詳細な説明を付け加えること。
- 7 記載にあたっては、「必要に応じて...」、「状況に応じて...」などの曖昧な表現を避けること。
- 8 二つ以上の複数の視点について提案を求められた場合は、それぞれの視点における所見を記載すること。

# 簡易な施工計画書

(施工上配慮すべき安全対策に係わる事項)



工事名:

企業名:

項目	および の安全対策について
<p>... の安全対策について</p> <p>概要...</p> <p>特徴...</p> <p>効果...</p> <p>... の安全対策について</p> <p>概要...</p> <p>特徴...</p> <p>効果...</p>	<p>本工事は、昭和53年に竣工し、29年が経過した本庁舎の外壁コンクリートの打ち放し及び外装タイル張りの経年劣化によりひび割れ、欠損及びタイル浮き部等が広がっている。このため、樹脂注入、充填工法及びタイル張替えを壁全面足場に設置し改修するものである。したがって、総合評価項目として、第三者に対する災害防止に向けた安全対策に関する簡易な提案を求めめる。</p>
<p>以下に示すような提案内容は評価対象外となりますので、避けてください。</p> <p><u>提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの</u></p> <p>例:「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適当に」「十分に」</p> <p>「丁寧に施工する」「入念に」「迅速に」「確実に」「誠実に」「しっかり」「要所に」</p> <p>「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」「徹底的に」など</p> <p><u>提案の実行の有無が確認できないもの</u></p> <p>例:実行したことを、写真等で確認できないもの</p> <p><u>提案内容に明確な効果が認められないもの</u></p> <p><u>提案の実行に確実性がないもの</u></p> <p>例:「監督職員との協議により施工する」</p> <p>「 調査を行い、××対策の必要性を確認する」など</p>	

- 注) 1 本書の枚数は1枚を限度とし、所見を記述する文字の大きさは、10.5ポイント以上、書体は任意とする。
- 2 具体的かつ実現性のある内容であり、工夫が見られる場合に評価します。仕様書に記載のある内容は評価しない。
- 3 一つの所見を簡潔に記載(箇条書き)し、内容に応じて番号を付与すること。
- 4 一つの所見につき概要、特徴、効果を簡潔に記載すること。
- 5 文章を補完するためのイラスト・イメージ図が必要な場合は、A4用紙1枚を限度として添付することができる。
- 6 一般的な用語による記載を原則とするが、特殊な工法や方法、製品を用いる場合は詳細な説明を付け加えること。
- 7 記載にあたっては、「必要に応じて...」、「状況に応じて...」などの曖昧な表現を避けること。
- 8 二つ以上の複数の視点について提案を求められた場合は、それぞれの視点においての所見を記載すること。



工事名:

企業名:

項目	および の工程管理について
<p>... の工程管理について</p> <p>概要...</p> <p>特徴...</p> <p>効果...</p> <p>... の工程管理について</p> <p>概要...</p> <p>特徴...</p> <p>効果...</p>	
<p>以下に示すような提案内容は評価対象外となりますので、避けてください。</p> <p><u>提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの</u></p> <p>例:「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適当に」「十分に」</p> <p>「丁寧に施工する」「入念に」「迅速に」「確実に」「誠実に」「しっかり」「要所に」</p> <p>「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」「徹底的に」など</p> <p><u>提案の実行の有無が確認できないもの</u></p> <p>例:実行したことを、写真等で確認できないもの</p> <p><u>提案内容に明確な効果が認められないもの</u></p> <p><u>提案の実行に確実性がないもの</u></p> <p>例:「監督職員との協議により施工する」</p> <p>「 調査を行い、××対策の必要性を確認する」など</p>	

- 注) 1 本書の枚数は1枚を限度とし、所見を記述する文字の大きさは、10.5ポイント以上、書体は任意とする。
- 2 具体的かつ実現性のある内容であり、工夫が見られる場合に評価します。仕様書に記載のある内容は評価しない。
- 3 一つの所見を簡潔に記載(箇条書き)し、内容に応じて番号を付与すること。
- 4 一つの所見につき概要、特徴、効果を簡潔に記載すること。
- 5 工程表を必ず添付すること。(A4用紙1枚を限度とする。)
- 6 一般的な用語による記載を原則とするが、特殊な工法や方法、製品を用いる場合は詳細な説明を付け加えること。
- 7 記載にあたっては、「必要に応じて...」、「状況に応じて...」などの曖昧な表現を避けること。
- 8 二つ以上の複数の視点について提案を求められた場合は、それぞれの視点においての所見を記載すること。



類似工事の施工実績調書(総合評価用)

会社名		
工事名		
類似 工事 名称 等	工事名称	工事 (コリンズ登録番号)
	発注機関名	
	施工場所 (都道府県名・市町村名)	
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等(単体もしくはJV)	
	JVの場合(出資比率)	
類似 工事 概要	(構造・延べ面積等を記す)	

注3

注3

注4

注意

- 過去15年間(平成10年4月～公告日まで)に元請として完成・引渡し完了した類似工事(公告日時点で完成検査未了の工事は含まない)を記載すること。  
(ただし、対象となる工事が複数ある場合は、施工規模が最大となるものを1つ記入すること。)
- コリンズ工事カルテ、契約書の写し等工事の施工実績が判断できる資料を添付すること。
- 契約締結後、請負金額又は工期に変更があった場合は、変更契約書の写しも添付すること。
- 共同企業体としての実績を提出する場合は、代表者・構成員どちらの実績も対象とし、協定書の写し等出資比率の分かるものを添付すること。  
(ただし、構成員としての実績を提出する場合は、出資比率20%以上のものに限る。)
- 共同企業体による発注案件の場合は、構成員全員の施工実績が評価対象となることから必ずコリンズ工事カルテ、契約書の写し等工事の施工実績が判断できる資料を添付すること。(構成員毎に実績調書を提出)  
また、過去の共同企業体としての実績を提出する場合は、代表者・構成員どちらの実績も対象とするが、出資比率20%以上のものに限る。  
協定書の写し等出資比率の分かるものを添付すること。
- 入札参加申請時に提出した書類と重複する場合は提出不要。
- 混在工事の場合は、全体の設計金額と直接工事費及び対象工種実績が分かる資料を提出すること。

## 配置予定技術者調書(総合評価用)

工事名: \_\_\_\_\_ 会社名: \_\_\_\_\_

		1	2	3	提出書類	
主任技術者又は 監理技術者の区分						注1
フリガナ 氏 名						
雇用関係開始年月日					保険証等、雇用が確認できる書類	注2
法定資格等	種 類				資格証の写し	注3
	取 得 年					
	登 録 等 番 号					
類似工事施工経験	工 事 名				契約書、コリンズカルテの写し等施工経験が確認できる書類	注4
	発 注 機 関					
	工 事 場 所					
	工 期					
	契約金額(円)				契約金額に増減がある場合、変更契約の写しも添付すること。	注5
	従 事 役 職					注6
	従 事 期 間					
工 事 内 容 (構造・形式 / 規模・寸法等)						

- 注) 1 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、3人まで候補者を記入することができる。  
 なお、その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。
- 2 配置予定技術者を雇用開始した年月日を記入すること。  
 なお、入札申請日時点で雇用期間が3ヵ月未満の方は、配置予定技術者として認められない。
- 3 配置予定技術者の法定資格を記入すること。
- 4 入札公告条件を満たす配置予定技術者の過去15年間(平成10年4月～公告日まで)の施工経験を記入すること。  
 なお、配置予定技術者の施工経験は、個人としての経験であるため、入札参加者以外の会社に所属していた時の施工経験も評価の対象とする。
- 5 契約金額については、最終請負金額(消費税込み)を記入すること。
- 6 従事役職に「現場代理人」のみ記入した場合は、技術的に携わったと判断できないので、加点はしない。  
 技術的に携わった役職を記入すること。(主任技術者、監理技術者)
- 7 コリンズ工事カルテ、契約書の写し等施工経験を確認できる書類を添付すること。なお、入札参加申請時に提出した書類と重複する場合は提出不要。
- 8 上記の配置予定技術者として提出した者を、当該工事の技術者として必ず配置すること。
- 9 共同企業体としての施工経験を提出する場合は、代表者・構成員どちらの経験も対象とし、協定書の写し等出資比率の分かるものを添付すること。(ただし、構成員としての経験を提出する場合は、出資比率20%以上のものに限る。)
- 10 共同企業体による発注案件の場合は、構成員全者の配置予定技術者の経験が評価対象となることから必ずコリンズ工事カルテ、契約書の写し等施工経験が判断できる資料を添付すること。また、過去の共同企業体としての経験を提出する場合は、代表者・構成員どちらの経験も対象とするが、出資比率20%以上のものに限る。協定書の写し等出資比率の分かるものを添付すること。
- 11 混在工事の場合は、全体の設計金額と直接工事費及び対象工種の施工経験が分かる資料を提出すること。
- 12 入札参加申請日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、並びに当工事の契約締結日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約締結日までに、重複する工事が確実に検査終了することが確認できる書類等)



## 配置予定技術者調書【2名配置用】(総合評価用)

工事名: \_\_\_\_\_ 会社名: \_\_\_\_\_

		1	2	3	提出書類	
主任技術者又は 監理技術者の区分						注1.2
	フリガナ 氏 名					
雇用関係開始年月日					保険証等、雇用が確認できる書類	注2
法定 資格 等	種 類				資格証の写し	注3
	取 得 年					
	登録等番号					
類 似 工 事 施 工 経 験	工 事 名				契約書、コリンズカルテの写し等施工経験が確認できる書類	注4
	発 注 機 関					
	工 事 場 所					
	工 期					
	契約金額(円)				契約金額に増減がある場合、変更契約の写しも添付すること。	注5
	従 事 役 職					注6
	従 事 期 間					
工事内容 (構造・形式/規模・寸法等)						

- 注) 1 配置予定技術者を2名配置する場合は、必ず2名ずつ候補者を記入すること。  
 なお、技術者の範囲は主任技術者又は、監理技術者とする。
- 2 審査における配置予定技術者の採点は、各候補者(2名1組)のうち資格等の評価が高い者を評価する。  
 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、3組(2名1組)まで候補者を記入することができる。  
なお、その場合、審査については、各候補者ペア(2名1組)のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。
- 3 配置予定技術者を雇用開始した年月日を記入すること。  
 なお、入札参加申請日時点で雇用期間が3ヵ月未満の方は、配置予定技術者として認められない。
- 4 配置予定技術者の法定資格を記入すること。
- 5 入札公告条件を満たす配置予定技術者の過去15年間(平成10年4月～公告日まで)の施工経験を記入すること。  
 なお、配置予定技術者の施工経験は、個人としての経験であるため、入札参加者以外の会社に所属していた時の施工経験も評価の対象とする。
- 6 契約金額については、最終請負金額(消費税込み)を記入すること。
- 7 従事役職に「現場代理人」のみ記入した場合は、技術的に携わったと判断できないので、加点はしない。  
 技術的に携わった役職を記入すること。(主任技術者、監理技術者)
- 8 コリンズ工事カルテ、契約書の写し等施工経験を確認できる書類を添付すること。なお、入札参加申請時に提出した書類と重複する場合は提出不要。
- 9 上記の配置予定技術者として提出した者(2名)を、当該工事の技術者として必ず配置すること。
- 10 共同企業体としての施工経験を提出する場合は、代表者・構成員どちらの経験も対象とし、協定書の写し等出資比率の分かるものを添付すること。(ただし、構成員としての経験を提出する場合は、出資比率20%以上のものに限る。)
- 11 共同企業体による発注案件の場合は、構成員全員の配置予定技術者の経験が評価対象となることから必ずコリンズ工事カルテ、契約書の写し等施工経験が判断できる資料を添付すること。また、過去の共同企業体としての経験を提出する場合は、代表者・構成員どちらの経験も対象とするが、出資比率20%以上のものに限る。協定書の写し等出資比率の分かるものを添付すること。
- 12 混在工事の場合は、全体の設計金額と直接工事費及び対象工種の施工経験が分かる資料を提出すること。
- 13 入札参加申請日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、並びに当工事の契約締結日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約締結日までに、重複する工事が確実に検査終了することが確認できる書類等)

# 工事成績算出調書(総合評価用)



工事名: \_\_\_\_\_

会社名: \_\_\_\_\_

該当工種名: \_\_\_\_\_

該当工種以外の工事成績は対象外

完成年度	工事名	施行場所	工期 H 年 月 日 ~ H 年 月 日	契約金額 (最終契約金額)	評定点
	件数	件	工事成績評定点の平均点		点

- 注)1 福井市発注の工事に限る。
- 2 福井市の公表用工事成績表を基に調書を作成すること。(本市の入札の広場、各年度の工事成績表を確認すること)
- 3 平成20年度から平成23年度までの4年間の工事成績評定には、加算点を加えること。加算点については、入札の広場の留意事項「総合評価方式における工事成績評定について」を確認すること。(本市の工事成績評定に限る。)
- 4 工事成績評定点の平均点算出後、小数第2位を切捨てること。
- 5 福井市の工事成績評定を有しない場合は、福井県の工事成績評定を対象とする。但し、福井県の工事成績評定の場合は加算点なし。(福井県の工事成績評定を提出する場合も、発注工種と同じであること)
- 6 市・県共に、該当の工事成績なしの場合の評定点は0点とする。
- 7 経常JVの場合は、経常JV代表者・構成員の工事成績及び当該JVとしての工事成績を対象とする。
- 8 共同企業体による発注案件の場合は、過去の共同企業体としての工事成績評定点も含む。(単体での発注の場合、過去の共同企業体での工事成績は対象としない。)  
(代表者・構成員どちらの工事成績も対象とするが、出資比率20%以上のものに限る。必ず協定書の写し等出資比率の分かるものを添付すること)
- 9 共同企業体による発注案件の場合は、構成員全社の工事成績評定点を対象とする。  
その場合の共同企業体としての工事成績評定点の平均点の算出は、以下のとおりとする。  
各構成員の発注工種の工事成績評定点平均点算出後、小数第2位を切捨てる。  
より算出した各構成員の評定点平均点から共同企業体としての平均を算出後、小数第3位を切捨てる。